

秋田県重度訪問介護従業者養成研修事業指定事務取扱要綱

1 目的

この要綱は、「秋田県重度訪問介護従業者養成研修事業実施要綱」（以下「実施要綱」という。）の11「事業者の指定」の規定による重度訪問介護従業者養成研修事業者（以下「事業者」という。）の指定について必要な事項を定め、研修事業の円滑な執行を図ることを目的とする。

2 指定の要件

秋田県知事（以下「知事」という。）は、次の要件を満たし、欠格事項に該当しないと認められる者について、事業者としての指定をすることができる。

（1）必要な要件

- ①法人であること。
- ②研修事業の安定的、継続的運営に必要な財政基盤を有するものであること。
- ③研修事業を適正かつ円滑に実施するために必要な事務処理能力及び体制を備えていること。
- ④研修事業に係る経理が明確で、会計帳簿、決算書類等事業収支の状況を明らかにする書類が整備されていること。
- ⑤カリキュラムについて、実施要綱に定める各課程の内容に従って実施できること。
- ⑥研修事業を実施するために必要な本要綱に定める基準を満たす実習施設が確保されていること。
- ⑦統合課程については、指定申請時点で、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）附則第6条に基づき、社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和62年厚生省令第49号）附則第13条第一号ハに定める第3号研修の登録を受けた登録研修機関であること。
- ⑧毎年度継続的に研修事業を実施できること。
- ⑨その他、実施要綱及び本要綱に定める事項が遵守されること。

（2）欠格事項

- ①申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- ②申請者が、国民の保健医療若しくは福祉に関する法律の規定であって政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- ③申請者が、過去3年以内に本要綱14に定める指定の取消処分を受けた者であ

るとき。

3 事業内容に関する要件

事業を実施するに当たっての要件は、次のとおりとする。

- (1) 研修事業が実施要綱に定める内容に従い、継続的に毎年1回以上実施されること。
- (2) 講師については、実施要綱別紙「重度訪問介護従業者養成研修講師要件」に定める基準を満たし、かつ各科目を担当するために適切な人材が確保されていること。
- (3) 実習の受け入れ人数は、受講者全員に実習指導者の指導が十分に行き届くよう、無理のない範囲内のものであること。
- (4) 研修事業を実施するために必要な研修会場及び必要な備品・教材等が確保されていること。
- (5) 研修のうち、講義を通信の方法によって行う場合においては、添削指導及び面接指導による適切な指導を行うものとし、面接指導の時間数は、重度訪問介護課程（追加課程）、重度訪問介護課程（統合課程）、重度訪問介護課程（行動障害支援課程）にあっては1時間以上とすること。

4 指定の申請

指定を受けようとする者は、当該研修事業における研修を開始しようとする2か月前までに、必要事項を記載した「秋田県重度訪問介護従業者養成研修事業指定申請書」（様式第1号）及び次の必要事項を知事に提出しなければならない。

(1) 事業者に関する事項

- ①事業者概要
- ②組織図
- ③役員名簿
- ④事業者規約（定款等）
- ⑤法人の登記事項証明書
- ⑥資産の状況（申請者の予算書、決算書）

(2) 研修事業に関する事項

- ①学則（様式第1号の2）
- ②研修日程表（様式第1号の3）
- ③講師一覧表（様式第1号の4）
- ④講師履歴書（様式第1号の5）
- ⑤講師就任承諾書（様式第1号の6）
- ⑥講師資格証の写し

- ⑦実習施設利用計画書（様式第1号の7）
 - ⑧実習利用承諾書（様式第1号の8）
 - ⑨収支予算及び向こう2年間の研修計画・財政計画（様式第1号の9）
 - ⑩修了証明書及び携帯用修了証明書
 - ⑪募集広告、受講案内及びパンフレット等の案文
- （3）その他知事が求める書類等

5 指定の決定

- （1）知事は、本事業の指定を受けようとする者から申請があったときは、実施要綱及び本要綱に基づき、その内容を審査する。
- （2）知事は、（1）の審査を行うため、必要に応じて申請内容等について、関係者に対して照会を行い、報告を求め、又は実施に調査を行うことができる。
- （3）知事は、申請者に対し、指定の可否を決定し、「秋田県重度訪問介護従業者養成研修事業指定通知書」（様式第2号）又は「同不指定通知書」（様式第2号の2）により、申請者に通知する。

6 実施計画の届出

- （1）事業者が研修を実施する場合は、毎年度、研修開始予定日の2か月前までに「重度訪問介護従業者養成研修実施計画書」（様式第3号）を知事に提出しなければならない。
- （2）事業者は、事業計画の延期を決定した場合、決定の日から10日以内に「重度訪問介護従業者養成研修事業計画延期届」（様式第4号）を知事に提出するものとする。
- （3）事業者は、事業計画の中止を決定した場合、決定の日から10日以内に「重度訪問介護従業者養成研修事業計画中止届」（様式第5号）を知事に提出するものとする。

7 事業内容の変更

- （1）事業者として指定を受けた後に、その内容又は指定を受けた研修内容等の一部について、やむを得ず変更する場合には、変更事項が生じる日の10日前までに「秋田県重度訪問介護従業者養成研修事業変更届」（様式第6号）を知事に届け出ることとする。

ただし、緊急やむを得ないものであり、受講者に対し過大な負担を課さない場合は、研修終了後10日以内に知事に届出ることができる。
- （2）知事は、（1）の届出の内容が適当でないと判断したときは、研修事業の実施者に対し、必要な指示を行うことができる。

8 事業の休止

- (1) 事業休止とは、研修事業を4月から翌年3月までの1年度間にわたり開講しない（開講する年度とは、研修開講日が属する年度をいう。）場合をいう。事業者は、その1年度に限り事業の休止をすることができる。

ただし、新たに事業者指定を受けて実施する最初の研修の開講日が翌年度以降になり、実施しない年度が生じる場合は休止とならない。

なお、続けて2年度に渡り研修を開講しない年度があった場合は、事業を廃止したものとみなす。

- (2) 事業者は、研修事業を休止又は再開する場合には、休止は事業者で決定後10日以内に、再開は研修の募集期間の2か月前までに「秋田県重度訪問介護従業者養成研修事業休止・再開届」（様式第7号）により知事に届け出るものとする。

なお、研修事業を再開する場合には、本要綱6（1）に基づき再開の届出に合わせて実施計画書の届出を行わなければならない。

9 事業廃止の届出

- (1) 事業者は、研修事業を廃止する場合には、決定後10日以内に「秋田県重度訪問介護従業者養成研修事業廃止届」（様式第8号）により知事に届け出るものとする。

- (2) 知事は、事業者から届出なく事業が1年度間開講されない場合は、事業を廃止したものとみなす。

10 学則の制定

事業者は、次に掲げる研修事業に関する基本的な方針及び内容を定めた学則を制定するものとする。

- (1) 事業の目的
- (2) 指定事業者の名称、所在地
- (3) 実施課程及び形式
- (4) 研修事業の名称
- (5) 実施場所
- (6) 研修期間
- (7) 研修カリキュラム
- (8) 使用教材
- (9) 講師氏名
- (10) 研修修了の認定方法
- (11) 研修欠席者の取扱い

- (12) 補講の取扱い
- (13) 受講の取消し
- (14) 修了証明書の交付
- (15) 募集時期及び開講時期
- (16) 受講資格及び受講定員
- (17) 受講手続き
- (18) 研修参加費用（内訳、テキスト代）
- (19) 修了者の管理
- (20) 研修事業執行担当部署（問い合わせ先）
- (21) その他研修実施に係る留意事項

11 事業報告

事業者は、研修終了後 1 か月以内に「秋田県重度訪問介護従業者養成研修事業実績報告書」（様式第 9 号）または「秋田県重度訪問介護従業者養成研修事業実績報告書（補講者分）」（様式第 9 号の 2）に、次に掲げるものを添付して知事に報告するものとする。

- (1) 修了者名簿（様式第 9 号の 3）

12 秘密の保持

- (1) 事業者は、事業実施により知り得た受講者に係る個人情報について、適正に管理し、みだりに他人に知らせ、また不当な目的に使用してはならない。
- (2) 事業者は、受講者が実習等において知り得た個人情報を、みだりに他人に知らせ、また不当な目的に使用することのないよう、受講者に指導するなど必要な措置を講じなければならない。

13 調査及び指導等

- (1) 知事は、事業者として指定を受けようとする者及び指定事業者に対して、必要があると認めるときは、事業者及び研修事業の実施状況等について、調査を行うとともに、報告及びこれに係る書類の提出を求めることができる。
- (2) 知事は、研修事業の実施状況等に関して適当でないと認めるときは、事業者に対して改善の指導を行うことができる。また、指導による改善が認められるまで研修事業の中止を命ずることができる。

14 指定の取消し

- (1) 知事は、本要綱に基づき研修事業者の指定を受けた者が、次の事項のいずれかに該当するときは、指定を取消すことができる。

- ①本要綱 2 に掲げるいずれかの要件を満たさず、または欠格事項に抵触したとき
- ②研修指定申請、実績報告等において、虚偽の申請、報告があったとき
- ③研修事業を適正に実施する能力に欠けると認められるとき
- ④研修事業の実施に関し、不正な行為があったとき
- ⑤本要綱13に定める調査に応じないとき、または改善に指導に従わないとき
- ⑥その他研修事業者として不適切と判断されるとき

15 聴聞の機会

知事は、本要綱13（2）の研修事業の中止を命ずる場合及び本要綱14の指定の取消しを行う場合においては、当該事業者に対して聴聞を行うものとする。

16 関係書類の保存

事業者は、次に掲げる書類を作成し保存しなければならない。ただし、修了者に関する台帳は永久保存とする。

- （1）受講者の研修への出席状況
- （2）成績等に関する書類
- （3）受講者及び修了者に関する台帳等の書類
- （4）その他実習した研修に関する書類

17 その他

- （1）知事は、秋田県重度訪問介護従業者養成研修の事業者の指定について、他の都道府県に対し情報の提供その他必要な協力を求めることができる。
- （2）この要綱に定めるもの以外については、別途知事の定めるところによるものとする。

附則 この要綱は、令和3年8月27日から施行する。